

議会運営委員会記録

令和4年6月30日（木）

開議 11 時 15 分

閉議 12 時 30 分

全員協議会室

出席者

〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、
肥後委員、三浦委員、沖田委員、足立委員、川上委員、串崎委員、
小川委員、牛尾委員

〔議長団〕 笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕

〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、猪狩総務管理係長

〔事務局〕 河上局長、下間次長、中谷書記

議 題

- 1 令和4年9月浜田市議会定例会議の会議予定について 資料1
- 2 オンライン会議の運用に関する申し合わせ事項について 資料2
- 3 委員会代表質問実施要領について 資料3
- 4 令和4年7月以降の会議運営等について 資料4
- 5 陳情書及び資料の取扱いについて 資料5
- 6 その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[11 時 15 分 開議]

布施委員長 　　ただいまから議会運営委員会を開催する。出席委員は10名で定足数に達している。
それではレジュメに沿って進めていく。

1 令和4年9月浜田市議会定例会議の会議予定について

布施委員長 　　資料1を見てほしい。事務局長から説明を。
河上局長 　　　　(以下、資料をもとに説明)
布施委員長 　　7月以降の会議場所や質問時間等については議題5で行うが、ただいまの説明について質疑等はあるか。
牛尾委員 　　　　8月15日は議会運営委員会をやって全員協議会をやるのか。
河上局長 　　　　15日は10時から議会運営委員会のみである。場所が全員協議会室である。
布施委員長 　　ほかに。
　　　　　　　　　(「なし」という声あり)
　　　　　　　　　執行部から何かあるか。
　　　　　　　　　(「なし」という声あり)
　　　　　　　　　では執行部は退席いただいて構わない。

《 執行部退席 》

2 オンライン会議の運用に関する申し合わせ事項について

布施委員長 　　資料2を見てほしい。6月20日の委員会においていただいたご意見を踏まえて一部修正したのでご確認を願う。事務局長から説明する。
河上局長 　　　　(以下、資料をもとに説明)
　　　　　　　　　朱書き部分が修正箇所である。委員から当日の届出は可能かということがあった。機材の調達等の関係で今後やってみないと不明な点もあるが、仮に当日でも対応できるよう「ただし、緊急の場合はこの限りでない」という一文を入れて対応できることとした。そのほかは変更ない。
布施委員長 　　このとおり、オンライン会議の運用に関する申し合わせ事項として決定してよろしいか。
　　　　　　　　　(「異議なし」という声あり)
　　　　　　　　　なお、今後は議会改革推進特別委員会で検討されている議会BCP等も併せ、練習や訓練を重ねていずれかの会議をオンラインにより開催することも検討したい。その際にご協力をお願いします。
　　　　　　　　　また、申し合わせ事項については実際にオンラインにより会議を開催する中で、必要に応じ随時見直していきたい。よろしくお願

する。

3 委員会代表質問実施要領について

布施委員長

資料3を見てほしい。こちらは先ほど全員協議会であったように、今後委員会代表質問を実施していくために実施要領が示されている。実施要領については議会運営委員会での決定をもって正式に制定されることとなる。資料(5)の質問時間・方法の項目を見てほしい。

議長からあったように、委員会代表質問の時間については個人一般質問と同様の時間とするとして、具体的な時間を明記していない。このとおりでよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

ではこの実施要領のとおり、委員会代表質問を導入することに決定した。実施要領についてはタブレット内の議会例規集に入れておくので、ご確認願う。なお、各常任委員会においては現在それぞれ取り組み課題を設定し、調査研究を進めておられるが、所管事項の政策立案及び政策提言を積極的に行うため、委員会において十分協議され、今後必要な場合に行っていただくようお願いする。

4 令和4年7月以降の会議運営等について

布施委員長

資料4を見てほしい。これまでコロナ対応のため一般質問時間の制限や会議の会場変更等をしていた。これらの制限等について、今後の対応に対する各会派からの意見を集約し、次のとおり案をまとめている。事務局長から説明を。

河上局長

(以下、資料をもとに説明)

布施委員長

局長から説明した内容について、ご意見等はないか。

笹田議長

補足だが、2番の全員協議会と予算決算委員会の会場については全員協議会室で開催となっているが、まだコロナが増加している状況であり、もとに戻すのは難しいかと思っている。もし、もとに戻すとなれば、全員協議会の後で議会運営委員会の会場を改めてつくることになる。現在のように全員協議会を議場でやり、議会運営委員会を全員協議会室でやることで不備もなく、席を新たに設ける必要もないので、できれば全員協議会は引き続き議場で開催させていただけたらと思っている。それも念頭に協議していただきたい。

布施委員長

議長から提案があった。全員協議会は議場でやったらどうか。皆はどうか。

牛尾委員

以前から思っていたが、僕らが座っているこの椅子に車がついた時点で、会議ごとのレイアウトは大変なのだろうと思った。職員には本来の仕事があるので、そちらに専念していただきたいため、なるべく職員の負荷がかからないよう、議長の提案に賛成する。

布施委員長

賛成という意見が出た。会議を対面で行う場合とロの字で行う場

合等、臨機応変に考えてはいくが、議長の提案のとおりでよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

ではそのように決定するのでよろしく願います。なお、臨機応変にやっていくことも頭に入れていただきたい。

河上局長
布施委員長

確認だが、予算決算委員会はいかがだろうか。

予算決算委員会はどうかということなのだが。従来なら全員協議会室で開催していたが。皆から意見があれば伺う。

牛尾委員
布施委員長
川上委員
布施委員長

本会議場でやってほしい。

ほかに。

私も同じく、本会議場のほうがよろしいかと思う。

では、予算決算委員会も本会議場で今後やっていくということではよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

笹田議長

今、予算決算委員会も議場で行うということだが、現状は演壇の場所に委員長が座り、その横に副委員長が座っているが、副委員長が見にくいということで提案する。議長席で委員長が采配し、事務局長席で副委員長が采配すれば、見やすいし問題ないと思う。さらに副委員長席を用意する負担もあるので、委員が言われたように事務局に手をかけない形にするためにも、やりやすいように、使えるものは使うという形で委員会を進めていただけたらと思うので、今後やるなら議長席と事務局長席を使って、速やかな委員会進行をしていただきたい。それをご協議願う。

牛尾委員
布施委員長

議長職におられる方がそのようにおっしゃるので、賛成する。

ほかにご意見は。

(「なし」という声あり)

議場の座席については議会運営委員会内で決定してくれと言われたので、ここでお諮りする。

予算決算委員会は議場で行う、そして正副委員長の座席については、委員長が議長席、副委員長については局長席という提案があった。それでよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

では決定したので、今後はそのように取り図るのでよろしく願います。

5 陳情書及び資料の取扱いについて

布施委員長

資料5を見てほしい。議会へ提出される陳情書と送付資料について、今後の取り扱いを整理したいため、各会派の意見を提出していただいた。各会派から、理由や補足説明などがあれば伺う。

川上委員

③ホームページへの公開及び傍聴者等への配付範囲についての件

布施委員長

は、1としていたが、2に修正させていただきたい。

創風会の意見として、③は1ではなく2へ変更するとのことであった。ほかにあるか。

串崎委員

山水海、③の関係だが、5の件名のみとしているが、これはその他に書いてあるが、配付のみとすることを再度検討していただきたいと書いてあるが配付のみを検討して、それが通った後でこういう形になるという考えであるので補足しておく。

布施委員長
川上委員

ほかに各会派から補足説明はないか。

修正依頼や黒塗りにする内容の基準の②の箇所であるが、公人の氏名について、我々の会派のみウになっている。これについては、一番下に理由を書いているように、公人の規定はあるが、公人はプライベートについても確かに準用しないといけないが、ここに書いてあるとおりである。公共の利害との関係でプライバシーが制限される部分があるので、極力公開していくべきだと思うのでそのように書いた。

理由は、公共の利害というのが非常に難しいのだが、一般人がこれは変だと感じるものは公共の利害になるものだとみなす。そういうところはやはり公にすべきことだと思う。

布施委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

この陳情書及び資料の取り扱いについては、今日6月定例会議が終わるが、浜田市議会は通年会期制としており、定例会議が終わったら陳情も新たに受け付けていかなければいけない。持ち帰りにできない項目があるので、項目ごとに皆と協議して決めていかなければいけない部分がある。まだ補足説明や理由を言いたい会派は、今のうちに言っていたきたい。

柳楽副委員長

③で公明クラブは3と4両方を考えていると記載している。陳情書と資料そのもの自体は公開しないことにしている。ただし、件名と審査結果はホームページで公開することにとどめたらよい。

布施委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

では今から皆にお諮りする。

①事務局において陳情受け付けの際、陳情書等に送付する資料の範囲において、「1 文書・写真・地図など紙媒体資料（陳情者等が作成したもの）」については皆、可となっている。これで進めてよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

「2 動画（陳情者等が作成したもの）」について、可と不可が二つ分かれている。不可とされた理由を伺う。

小川委員

陳情者の作成した動画は自由な範囲なので、時間がかかり長い場

- 合も想定されるし、内容を全て見た段階で陳情の補足説明的なものかどうかを判断するのも難しいのではと思っている。動画を許可するにしてもかなり幅が広いので、一律に採用してもよいということにはならないだろうということで不可としている。
- 柳楽副委員長 動画というのがどういうものを想定すればよいのかと思ったりもしたが、例えばDVDなどでの提供なのか、そういうことも少し迷ったが、これまでQRコードで動画へ飛ぶということもあったので、それと同じような形になるのかなと思ったので、動画はなくてもよいのかと思った。
- 布施委員長 不可とされた会派からの説明を伺ったが、①の質問事項においては、議員が審査の参考に資するための陳情書の資料の取り扱いをどうするかなので、一般の方に影響するものではない。それを含めての回答を求めたつもりなのだが。両会派においては、それにおいても不可と言われているという理解でよいのだろうか。
- 小川委員 添付書類的な位置づけで出されることを想定しているのだろうが、それを全て見た上で審査の判断をせざるを得ないということになると、それぞれの審査する委員の自主性にもなると思うが、簡単に言うと見たくないものまで見ざるを得ないということに、半分強制されるのではないかという懸念もある。その点は少し慎重にすべきではないかと思っている。
- 布施委員長 可とされた会派で、何か特別に理由があればお願いします。
- 三浦委員 参考資料なので、今は文書・図画も幾ら出してもよいので、動画があっても全く問題ない考える。
- 川上委員 私も同じだが、QRコードのようにほかのところへ飛んで、料金が発生するようなものではないので、十分資料として使えるものだと思うている。
- 笹田議長 事務局に確認したいのだが、市民が持ってきた資料を受け取らないという拒否ができるのか。例えば議員に配ってほしいものを渡してきたときに、受け取って皆のレターケースに入れたりするが、市民が持ってきたものを受け取り拒否できるかどうか確認しないと、何でもかんでも今のところ受け取って、拒否することがないと思っている。受け取らないという選択肢が見当たらないので、どういう形なのか説明が欲しい。
- 河上局長 持ってこられた資料は、一旦は受け取る。内容を見て、ふさわしくないものがあればお返しすることもあり得るかもしれないが、それを簡単に判断すること、例えば行商人が何かを売りに来た場合などはその場でお断りするが、議会宛てに文書として届いたものは、よほどのことがない限り一旦は受け取る。
- 笹田議長 そうなると、ここで受け取らないと決めたら、それを説明して持って帰らせるのか。それはあくまでも陳情資料として持ってきた場

合だが、陳情資料ではないから受け取ってくれと言われたら受け取るのか。結局はそういうことになりはしないかと思う。これは陳情書でないので、見てくれと言われたときに、皆に配付するということがあれば、意味のないことではないかと思う。きちんとルールが決まっていればよいが、陳情資料は受け取らない。しかし、ほかの資料は受け取るとした場合、では、陳情資料でないので受け取ってくれと言われた場合は、受け取らざるを得ないと思うのだが。

河上局長

陳情資料としての受け付けをするかしないかは、ここで今から決められるだろうが、事務局として受け取ってほしくないものが議員側にあるなら、議員がルールを決めていただければそれに従う。事務局で判断はできないので受け取ると思う。

布施委員長

議長が言われたことだが、陳情書に添付される動画についてを今審議しているのだが、それ以外に、事務局へ資料として持ってきたものについて、受け取るか受け取らないか。これについては規定はなくても常識で考えて、営業活動等についてはその時点でその場で断る。正論があるものについてはきちんと受け取って配付する。規約はないがそういうことでやっている。

議長が言われるようなことについて、今この場でそういうことも含めるとなると細部にわたって協議しなければならなくなる。暫時休憩とする。

[11時 44分 休憩]

[11時 50分 再開]

布施委員長

休憩前に続いて委員会を再開する。

①の「2 動画（陳情者等が作成したもの）」の資料配付について、資料として、そういう動画を受け取るか、受け取らないか、休憩前に討議された。それについて事務局の考えを改めて伺う。

河上局長

持参もしくは郵送されてきた文書は事務局としては受け取る。

布施委員長

それを踏まえ、動画について意見があるか。

柳楽副委員長

公明クラブとして、動画は不可にしていたが、これだけを受け付けないというのも対応が難しいようなので、可に変更したい。

布施委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

お諮りする。動画（陳情者等が作成したもの）を配付することに賛成の方の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手多数である。よって動画を配付することにさせていただきます。

続いて「3 QRコード、URL（インターネットサイトに誘導するもの）」について、不可とされた会派からご意見を伺う。

- 小川委員 先ほども意見として出ていたが、例えば課金サイトに誘導される場合もあるし、どこに飛んでいくかわからないようなQRコードを認めるのは大変問題があると思うため不可としている。
- 川上委員 先ほども申し上げたが、課金やどこに行くかわからないので、これについては避けるべきだと考える。
- 布施委員長
柳楽副委員長 可とされた会派から意見を伺う。
これまでも説明資料等に一緒にQRコードを載せていることがあった。QRコード不可となると資料提供者には、資料にそういうものを載せないようにといった周知等をしないといけなくなる。見る、見ないは議員の判断ということで、今回、QRコードやURLについては公明クラブとしては可とさせていただいた。
- 串崎委員 あくまでも参考資料と捉えているので、見る、見ないは各議員の判断によるため、一応可とした。
- 布施委員長 ほかの委員から何かあるか。6月定例会議ではQRコードがついた資料を議員に配付したが、ホームページ掲載分はQRコードを削除している。これはあくまでも6月定例会議での対応で、今皆にお諮りしているのは、通年会期制を導入しており、明日からでも陳情を受ける必要があるため対応しなければいけないからである。課金の問題、どこに飛ぶかわからないものといった意見の会派、見る、見ないは議員個人の問題だから可としている会派がある。どのようにお諮りするべきだろうか。賛否分かれているが、決めたいので採決してもよろしいか。
- 小川委員 QRコードについて詳しい知識がないもので、例えばスマートフォンをかざすと勝手に感知したりする場合がある。意識していないのに飛ぶ場合もあり、そういう意味では、これを採用したときのデメリットが相当あるような気がする。そのあたりの研究を私もしていないが、そういう危険性があるとすれば慎重に考える必要があるのではないかと思った。
- 三浦委員 例えば参考にするようなホームページなどのURLを貼ったほうが効率的だと思う。該当サイトのページを全て印刷して添付するよりは、URLを貼りつけてホームページを見てもらうほうが、例えば企業の取り組みや団体の取り組みに飛んで見えるほうが、見る側にとっても紙で提供されるより好ましいと思う。QRコードはURLを短縮して貼り付けてある情報なので、特段URLが貼ってあるのともものは変わらないし、そうしたほうが便利かつスムーズに資料が拝見できるので私は賛成したい。
- 小川委員 そういう使い方は必要という気はする。ただし前回の6月定例会議の中ではそのときの扱いで黒塗りにしたが、聞いた話によると本人がつくった動画へ飛んでいくということがあり、そこでは実際に固有名詞が出ていたり、ある意味ふさわしくないような表現があっ

たという話を聞いている。そういうところへ飛ぶことも含めて、認めた場合のデメリットも考えられるような気がするのだが。そういう心配はしなくてもよいのか。私はそのような危険性を感じるので慎重に判断すべきではないかと思う。

布施委員長
川上委員

ほかに意見はないか。

小川委員が言われた事例で考えれば問題だろうと。先ほど三浦委員が言われたように、そういう扱い方をするなら何ら問題がないと考えるが、どこに案内するかによって変わらと思う。十分慎重に扱うべきだろう。

布施委員長

QRコード、URL、よい部分と慎重に扱わないといけない部分について発言があった。

河上局長

併せて検討いただきたいのだが、今はQRコードのリンク先にいろいろなものがあるが、動画だと2番との整合性も取れなくなるので、その辺も検討いただきたい。

柳楽副委員長

この時点では議員が受け取って、見る、見ないの判断をすればよいのかと思った。この後で出てくるが、市民に対する公表というところでそこを抑えれば、対応が可能かとは思う。

布施委員長

柳楽委員が言うのは6月定例会議での陳情を受けた際のやり方である。議員にはQRコードつきを配信し、ホームページには削除していた。このようにしたらよいかという意味である。皆にお諮りしてもよろしいか。

(「はい」という声あり)

では①の「3 QRコード、URL」を可とすることに賛成の方の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手多数である。よってQRコード、URLを可とすることに決した。ただし、慎重にする場合もあるので、それは各議員の判断でやっていただくようお願いする。

次に、①「4 陳情内容に関する他団体や関係機関が作成した資料やホームページ等を印刷したもの（陳情者以外が作成したもの）」ということで、全会派が可となっているので、これでよろしいか。

(「はい」という声あり)

①の「5 その他」である。山水海の可についてはいかが。

沖田委員

これは誤りである。山水海として、その他はないということである。

布施委員長

それでは「5 その他」についてはないということである。

続いて、「② 修正依頼や黒塗りにする内容の基準、修正黒塗り等の必要性の有無」についてである。「1 議員の氏名」について、会派の意見を伺う。

川上委員

議員は基本的に公人である。公人はよほどプライバシー等がない

串崎委員

限り、黒塗りにすべきものではないため、なしとしている。

名前が出る限りいろいろなことが起きる形になるため、ないほうがよい。また、陳情などで名前が出てくる自体、本来はおかしい陳情だという話もある。とにかくいろいろなことが起きる可能性があるため全部消す形で話をした。

小川委員

事実と反するようなことがあったりしても陳情書を受け付けた場合は公文書として扱われるとのことだが、それが全く事実と反すること、あるいは、私は公人といえどもプライバシーや人権は当然認められるべきものであり、それに反する内容とセットで出された場合には、当然黒塗りにしなければならない。議員そのものは公人だとしても、そこには家族や人間関係もあるのだから、そういったことの誤解を与えるような内容の陳情だとした場合は大変問題があると考えている。そういうことを想定すると、議員であっても黒塗りにするのは当然であるため、ありにしている。

柳楽副委員長

これまでもお話ししているように、議員、公人、ともにやはりプライバシーにかかわる問題等も出てくることがあるので、これは良い、悪いの判断をしていく作業もなかなか大変なので、氏名については黒塗りにさせていただければと思う。

布施委員長

各会派の意見を聞いたが、そのほかに委員から何か意見はあるか。

川上委員

全てにわたって公人の名前を黒塗りというのは、基本的に間違いである。なぜなら、公人については公共の利益を守るためであれば公表されてもやむを得ないとする考え方が主流である。公共の利益を守るために公人の言動などを具体的に伝える必要があるときは、それが明らかうそやでたらめでなく、かつ、極端に不穏当な表現でない限り、適用行為とみなされている。公共の利益を守るためであれば、プライバシー権よりも表現の自由が優越的権利となることも、過去の判例から明らかである。よって基本的には公表すべき。ただし、先ほど言ったように明らかうそやでたらめ、極端に不穏当な表現でない限りは公表すべきである。

布施委員長

今の意見について、ほかの委員から意見はあるか。

牛尾委員

会派内で十分協議した上でここに結果を持ってきているわけである。したがって委員長の采配によって、少数意見の留保ということでも少数の方の意見を聞かれるのはわかるが、もう採決したら多数決で決まるような案件について、いちいち皆に聞いていたら時間がかかって仕方ない。したがって、少数意見は少数意見のように聞かれて、その上で採決をしてほしい。お願いする。

布施委員長

牛尾委員が言うことはよくわかるが、これは大事な部分があるので、同じ賛成でも各会派の意見を聞いて判断していかねばならない。強硬に合議制であくまでもやりたいが、多数決だとしても少数意見はあるし、賛成の方にも付する意見があるので、それを聞いている

つもりである。最終的には可否を判断しなければならないが、議事を進めるのでよろしく願います。

先ほど川上委員が言われた公人である議員の氏名は黒塗りすべきではないという意見が出た。皆からは、真実に反することもあるからだめだという意見もあった。

ここでお諮りする。②の「1 議員の氏名」について、公表すべきだということに賛成の委員の挙手をお願いする。

《 賛成者挙手 》

挙手少数で、議員の氏名は公表しない。黒塗りとすることに決した。

続いて、「2 公人の氏名」についてである。ありがたく、創風会はなしであるが。

川上委員

公人については、すでに浜田市では機構図において職名と名前が出ている。したがって、習慣的にやっているものについては公人として扱うべきであり、これまでも扱われている。したがって、公人としての場合は先ほどの理由で黒塗りすべきでない。ただし、公共の利害に関する事実において刑法230条の2では、控訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実と見なすとなっているので、オープンにすべきである。

布施委員長

皆にお諮りする。②修正依頼や黒塗りに対する内容の基準、修正・黒塗り等の必要性の有無において、「2 公人の氏名」を黒塗りにする必要性について諮る。公人の氏名を黒塗り等にする可とする方の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

2番目は挙手多数で、可とすることにする。

続いて、同様に「3 私人の氏名」について。これは皆、黒塗りする必要性ありとなっているので、これはこのままでよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

「4 用語の使用が差別につながるもの」について。これも皆黒塗りありとなっている。これでよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

「5 その他」では、山水海が意見を述べている。これについて説明をお願いする。

串崎委員

この前の陳情を皆も覚えていると思うが、例えば黒塗りがしてあっても、その後に議長というように表現されていれば特定できるため、そこも消すという意味合いで書いている。全てを消すという意味合いである。

布施委員長

役職も全て消すという意見が出た。これについて何か意見は。

小川委員

超党みらいは、公人の氏名の部分に同趣旨のことを書いた。

川上委員

機構図に載っている氏名はオープンにすべきである。修正等が必

布施委員長

要とは思わない。

ほかに。

(「なし」という声あり)

役職も修正・黒塗りする必要があると山水海が書かれているので、これを諮りたい。役職の修正・黒塗りが必要だと思われる方の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手多数、よって役職も修正・黒塗りを要することに決した。

③陳情書、資料のホームページ公開並びに傍聴者及び記者等への配付範囲、今後の対応についてである。1から5まであるが、各会派の意見が違う。これについて一つずつ意見を聞くが、今後のことなので調整が難しい部分が出てくると思う。各会派の補足説明だけを聞いて、今日中に調整できるものならやるが、時間を要する可能性がある。また持ち帰って会派で協議する機会を設けるつもりであるので、それを踏まえて各会派から意見をいただきたい。

串崎委員

山水海は「5 その他」で件名のみと書いている。下のその他に書いてあるように、配付のみにすることを再度検討していただきたいと記載している。配付のみになった場合、件名のみということを書いている。

小川委員

件名と審査結果だけでは不親切であり、内容がわかりにくいいため、資料としても配付され、それに基づいて各委員会で審査されているので、そのもとになった陳情書だけは公開すべきではないかということ2としている。

川上委員

2である。理由は、陳情が出たからには内容を全て出すべきだろうと思う。

柳楽副委員長

陳情書の内容自体が市民に広く公表されることがどうなのかという内容も出てくると思っている。そういった意味で、3番の陳情書、資料とも公開も配付もせず、件名と審査結果のみホームページに公開することがよいと思っている。

前段の黒塗りのことだが、議員が見るものについては名前を黒塗りしなくてもよいと私は思っている。ただこれは、公表されるかもしれないことを前提に黒塗りありとしている。市民に向けては出さないほうがよいという思いから、黒塗りありとしていた。市民に内容を明らかにすることがはばかれるものもあると思うので、3番と4番を併せたもので対応していただきたい。

布施委員長

③については、各会派からいろいろ意見が出た。配付のみというのは今までの陳情審査において、審査結果や審査過程において①、②で出たようなことを協議しながらやった部分がある。市民から陳情として、議会として取り扱わねばならない部分が多々ある中、一部については判断しにくいものがある。

これはそもそも論になるが、陳情は配付のみとしたらよいのではないかということになっているので、その部分は各会派で検討されているが、再度各会派で検討していただきたい。3番については時間をおいて協議したい。

足立委員

先ほど山水海の代表から説明があったが、補足として、山水海としては配付だけで終わらせるのではなく、配付して、その中身については各議員の判断のもと、それぞれの所管事務調査なり、所属している委員会で取り上げるなり、その後の請願の方向に持っていくなど、配付で終わらせるのではないということをつけ加えておく。

河上局長

事務局のアンケートの取り方がまずかったかもしれないが、2点ほど確認させていただきたい。

まず黒塗り範囲だが、陳情書のみか資料も同様に黒塗りをするかということである。特に資料に、もし既に公表している今までの議事録やレジュメなどを添付して来られた場合、そこに名前が出ているのでそれをまた全部黒塗りにするかということもあるので、黒塗りは陳情書の本体のみか、資料も同様かという点。もう1点は、議員が見るものも黒塗りが要るか要らないか。その2点を協議していただきたい。

布施委員長

今、事務局から言われたが、問い方がうまくできなかったということで、急にこの場で会派としての意見を出してくれということなので、協議が必要であると思っている。要点を集約され、いつまでに回答してもらおうといった手順を踏むほうがよいと思うが。事務局はそのようにできないか。

河上局長

最低でも現段階で決まっているのは、陳情書は黒塗りということか。陳情書の②については。

布施委員長

はい。

河上局長

では、追加で、資料の黒塗りをどうするかということと、それは③にも関連してくるが、それと連動させて、議員に配付する分は黒塗りをやめるかどうかについて、併せて次回に検討いただきたい。

布施委員長

了解した。事務局、審議している最中に追加する場合は暫時休憩してから提案していただかないと、ここで回答を求めるのは非常に難しい判断をしないといけない。その辺は委員長として願います。

③については、事務局からの宿題も出た。それを含めてこの場では協議できないので再度持ち帰って二つの課題も含め、協議してもらってよいか。

(「異議なし」という声あり)

ではそのようにさせていただく。

続いて、④その他については皆意見を書いておられるが、特別に言うておかなければいけない部分があれば何うが、これもすぐに調整できるものではないので、再度会派に持ち帰って協議し、回答を

用意していただきたい。よろしいか。

(「はい」という声あり)

各会派から補足説明があるか。

三浦委員

持ち帰りになっていることも含めて、最終的にどういう扱いをしたらよいか再度会派でまとめたほうがよいのではないかと。つまり、最終的にどういう陳情が出た、どういう内容だったかをホームページにどういう形で掲載するか。例えば件名だけなら黒塗りする必要があるのか、ということもかかわってくるかと思う。個別の質問については各会派が見解を述べているが、全体を含めてどうあるべきかについても含めて持ち帰って、次回また協議すればよいのではと思うがいかがか。

布施委員長

最終的な陳情の取り扱いについて、三浦委員から問題提起があった。これについて、宿題は宿題として回答していただくが、陳情書の取り扱いをどうしていくかも含めて、次回に会派として意見を述べていただきたい。そういう提案だったが皆はどうか。

(「異議なし」という声あり)

ほかに意見はあるか。

小川委員

3点ほどルール化を検討してほしいと挙げているのは、この間の陳情審査をめぐってであるが、不規則発言を繰り返すこと、あるいは審査そのものを妨害して中断したという事実が何度もある。それを通して発言した委員に威嚇行為をすることもある。しかも、委員長から退席を求められても、それを拒否して居座る。このようなことが頻繁に起こっている。こういうことをする傍聴者を入場させることはどうか、ということもどこかで検討すべきではないか。例えば退室を命じられるようなことがあったときには、半年や1年は傍聴できないとか。それくらいの厳しい対応が必要ではないかと思うが。これはルール化されてないため、そういう対応が全くない中、毎回同じことをくり返している。大変問題ではないかと思う。

それと内容について、一旦、不採択にされているにもかかわらず、一部を修正したもの、あるいは事実を確認できない内容、不正確な事柄について、今はこれら全てを一旦は委員会付託するようになっているが、それについても文書配付とするようなルール化も検討すべきではないかと思う。

また、私人・公人にかかわらず、個人を誹謗中傷するような陳情は基本的に受け付ける必要なしということもルール化したほうがよいということを会派では相談している。もし今後検討の素材としていただければと思い、挙げている。

布施委員長

超党みらいから出た意見を踏まえ、最終的にどういう形で陳情審査したらよいかを含め、会派として先ほど委員が言われたように個々の宿題の部分と、そういったものについての会派の意見を次回

出していただきたい。ほかにあるか。では、この議題は終了する。
(「なし」という声あり)

6 その他
布施委員長

委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

次回は「陳情書及び資料の取り扱いについて」と「議会基本条例の改正について」を協議したい。

次回の予定は7月13日水曜日、10時から全員協議会室において開催することではいかがだろうか。

(「異議なし」という声あり)

最後にお願いだが、本日の内容について会派での共有をお願いする。以上で議会運営委員会を終了する。

[12 時 30 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 布施 賢 司